· 内閣提出法律案 (八件)

	5 1	4	8	4	0	3	2 *	2	5 ※	2	2 4 %	号	番
	律案・麻薬取締法等の一部を改正する法	る注	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検	正する法律案	中小企業退職金共済法の一部を改	改正する法律案	労働者災害補償保険法等の一部を	部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一	汽车	去聿製国民健康保険法の一部を改正する	华	
<u></u>	衆		参		"	,	,		"		衆	院請	先
	四 一 八		_	<u>p</u>		H, 110	:	=, 110			=, =, =,	月 E	
	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		<u>u</u>	(チ)	29	(予)	五 二 八	(Ť)	Ξ,	(7)	<u> </u>	委員会付託	参
可決	六、 二 二	可決	四、二四	可決	六、	可決	六、一四	可決	六、一二	可決	二 六 五	委員会職決	頀
可決	 六 三	可決		可決	六 一 五	可決	大 一 五	可決		可決	二、六、七	本会議議決	院
		(* * *)	四、一七	<u>风</u> 二 三	1	H, 110		1117 110			11,	委員会付託	衆
可決	五、 三 一	可決	六、一 五	可決	五、二九	可決	五、二五	修正	五、三	修正	五、二四	委員会職決	詵
可決	 六 -	可決	六、 一 九		五 、 三 一	可決	五、二九	修 正	六、 -	修 正	五、二五	本会議議決	院
													備考

	r		
4	3	号	* 番
原子爆弾被爆者等援護法案	育児休業法案		4
外九名 (五、九)	新久八重子 君外七名 二〇二〇	「 月 E	提出者
# <u> </u>	中 四: 1. 1.	作月日	備
		提出	
六 一 八	五二九九	委員会付託	参
継続	継続	安贝会退決	義
審 查	審查	本会議議決	院
		委員会付託	衆
		委員会議決	議
		本会議議決	院
			備
		:	考

· 本院議員提出法律案 (二件)

1 6	号	番
律案とは、一部を改正する法を生保護法の一部を改正する法		华
行、六、元 員長 (三、六、元五)	J E	提出者
大 二 元	介 月 E	備
大 三 <u>-</u>	扭	P-4-
六、一五	委員会付託	参
可 _六 三 決三	委員会議決	識
可 _六 = 決三	本会議議決	院
	委員会付託	衆
	委員会議決	義
可 _六 三 決量	本会議議決	院
		備
	:	考

· 衆議院議員提出法律案 (一件)

	口	百沙		可涉	百			L		
	ſ		j		fr.		;			
衆本会議趣旨説明						<u>.</u>	편 : :	"	#長れ祖治等の一部を改正する法	6 2 まま
五二、六、八	六、一	六、一五		六三六三	<u> </u>				(語とはなり)	
正	修	修正		可決	可決			ļ		
- t	7	. 7	四、一九	7 -	:		四、一九	赤	法律の一部を改正する法律案	
1	<u> </u>		1,	* 11.	*, 11	<u> </u>	-,		齢者等の雇用の安定等に	6
	本会議	委員会路決	委員会付託	本会議議決	委員会議決	委員会付託	Į į	院訓		号
備	院	議	衆	院	義	参	提出出	姓先	\$ 	番

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

西多と日

ので、その主な内容は次のとおりである。定のための措置、国庫補助制度の拡充等の措置を講ずるもめ、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るた

一、保険財政基盤の安定化措置

る措置を、恒久化、制度化すること。国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担すすなわち市町村が一般会計から低所得者に係る保険料軽昭和六十三年の制度改正における二年間の暫定措置、

削ること。

二、国庫補助制度の拡充等

- 2 1の措置に伴う国庫負担の増額分につき、財政調整

交付金に重点的に配分すること。

国庫負担率の水準に変更すること。庫負担率を老人以外の被保険者に係る給付費に対する3 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担につき、国

三、その他

- 金を直接に徴収するものとすることができる規定等を2 市町村が療養の給付を受ける被保険者から一部負担等の所在地の都道府県知事が、その他の医師等について業務に従事する医師等については当該療養取扱機関1 国民健康保険医等の登録は、療養取扱機関等におい
- き等の事由を加えること。
 て重ねて厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けたと療または調剤の内容が適切さを欠くおそれがあるとし別消すことができる事由として、保険給付に関し、診3 都道府県知事が、療養取扱機関の申し出の受理を取
- ができることとすること。収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託すること、保険者は、第三者に対する損害賠償金の徴収または

四、施行期日

月一日から施行すること。(衆議院修正)、三の1及び2については、平成四年四る改正規定については、平成二年四月一日から適用し正)。ただし、国庫助成及び保険基盤安定繰入金に関すこの法律は、公布の日から施行すること(衆議院修

委員長報告

経過並びに結果を御報告申し上げます。する法律案につきまして、社会労働委員会における審査のただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正

であります。等により、制度運営の安定化を図ることを目的とするもの政援助を行う仕組みを確立するとともに、国庫助成の強化所得者問題について、国、都道府県、市町村が協力して財本法律案は、国民健康保険制度が構造的に抱えている低

すること。 はその二分の一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れ、国久化することとし、市町村は一般会計から低所得者に係る暫定措置として実施されてきた保険財政基盤安定制度を恒軽の主な内容は、第一に、昭和六十三年度以降二年間の

変更すること。以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担を老人に、療養の給付等に要する費用の五〇%を負担すること。第二に、国は、保険財政基盤安定制度に係る負担とは別第二に、国は、保険財政基盤安定制度に係る負担とは別

び都道府県の助成を行うこと等であります。第四に、高額医療費共同事業については、引き続き国及

って御承知願います。について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によ費市町村の医療費適正化、保険料負担の平準化等の諸問題康保険制度の財政安定化対策、国庫負担のあり方、高医療康保険制度の計政安定化対策、国庫負担のあり方、高医療

おり可決すべきものと決しました。
対論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案ど脱委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓

以上、御報告申し上げます。なお、本案に対し、附帯決議が付されております。

り、その主な内容は次のとおりである。 るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであ 本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図

一、障害年金の額の引き上げ

月分から四百八十四万四千円に増額すること等とするこ 第一項症の場合、現行の四百七十万四千円を平成二年四 障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、

二、遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

るとともに、障害年金受給者が死亡(平病死)した場合 三百円を平成二年四月分から百六十四万五千四百円とす 上げ、公務死に係る額について、現行の百五十九万六千 に係る額についても引き上げること等とすること。 遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き

三、施行期日

から適用すること(衆議院修正)。 この法律は、公布の日から施行し、 平成二年四月一日

委員長報告

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上 ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会

げます。

ります。 条約の批准に備えるため、 律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、 譲り渡し等の取り締まりに関する措置等を定めるものであ 障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。 における向精神薬の乱用の防止を図り、向精神薬に関する まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法 次に、麻薬取締法等の一部を改正する法律案は、我が国 向精神薬に係る輸出入、製造、

麻薬取り締まり体制の充実、薬物乱用防止に関する青少年 詳細は会議録によって御承知願います。 め、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護、遺骨収集、 の啓発等の諸問題について質疑が行なわれましたが、その 委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、両案に対し、いずれも、附帯決議が全会一致をも 質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。って付されております。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三

選を上

二号)

次のとおりである。 額を定める等の措置を講ずるものであり、その主な内容はに係る給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額・最高限度イド制を改善するとともに、長期療養者の休業補償給付等不法律案は、年金たる保険給付、休業補償給付等のスラ

ともに、算定方式を全規模・全産業の平均賃金を用いての変動幅の要件を現行の二〇%から一〇%に緩和すると休業補償給付・休業給付のスライドにつき、賃金水準二、休業補償給付等に係るスライド制の改善

一本化すること。

年齢階層別最低・最高限度額の設定三、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額への

休業給付に係る給付基礎日額につき、年齢階層別に最低療養開始後一年六カ月を経過した者の休業補償給付・

て、労働者災害補償保険法の適用事業に関する暫定措置の四、労働者災害補償保険法の適用事業に関する暫定措置の

限度額・最高限度額を設定すること。

の事業に労働者が使用された場合、当該事業を強制適用労働者災害補償保険に特別加入している者が行う農業改正

五、施行期日

事業とすること。

拡大については平成三年四月一日から施行すること。額の導入については同年十月一日、農業の事業への適用善及びこれらの給付の給付基礎日額への最低・最高限度年八月一日、休業補償給付・休業給付のスライド制の改年金及び一時金のスライド制の改善については平成二

委員長報告

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会

げます。

であります。 付等のスライド制を改善すること、長期療養者の休業補償 及び最高限度額を定めること、農業の事業への適用拡大等 給付等に係る給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額 の主な内容は、年金及び一時金たる保険給付・休業補償給 まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

とであります。 額の下限の特例の設定、付加退職金制度の導入等を行うこ の最低額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月 主な内容は、中小企業退職金共済制度について、掛金月額 次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の

が、その詳細は、会議録によって御承知願います。 る不均衡、パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度 度障害者等に対する介護補償のあり方、被災時年齢等によ め、労災保険における特別加入制度の適用範囲の拡大、重 への加入促進対策等の諸問題について質疑が行われました 委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進

脱委員より、両案に反対する旨の意見が述べられました。 討論を終わり、順次採決の結果、両案は、多数をもって、 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓

原案どおり可決すべきものと決しました。

って付されております。 なお、両案に対し、いずれも、 附帯決議が全会一致をも

以上、御報告いたします。

号) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 (閣法第四〇

るもので、その主な内容は次のとおりである。 低額の特例の設定、付加退職金制度の導入等の措置を講ず 額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の最 本法律案は、退職金共済制度について、掛金月額の最低

一、掛金月額の最低額及び最高額の引き上げ 掛金月額の最低額を現行の三千円から四千円に、最高

額を現行の二万円から二万六千円に引き上げること。

二、短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額の特例 短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額を二千円

三、付加退職金制度の導入

とすること。

現行制度では、掛金月額及び掛金納付月数に応じて一

金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額と掛金月額及び納付月数に応じて定まる基本退職金の額に

すること。

退職金について、被共済者の請求により、退職金を分四、退職金の分割支給制度の導入

割して支給できることとすること。

五、施行期日等

等の経過措置を規定すること。 特金月額の引き上げについて一定の猶予期間を置くこと 所被共済者である労働者に関して、最低掛金月額までの 際被共済者である労働者に関して、最低掛金月額までの に、掛金月額の最低額の引き上げ等に係る規定は、同年 この法律は平成三年四月一日から施行すること。ただ

委員長報告

一一一ページ参照

四八号) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(閣法第

要旨

内容は、次のとおりである。 鳥検査の制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食防止するため、食鳥処理の事業について、その事業を都道を法律案は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を

一、食鳥の定義

に供する家きんであって政令で定めるものとすること。食鳥の定義を、鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用

二、食鳥処理の事業の許可

とすること。
に、都道府県知事等の許可を受けなければならないもの
食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごと

三、食鳥処理業者の遵守事項

- ないものとすること。い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければなら鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥等を衛生的に取り扱1(食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食
- ければならないものとすること。め、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かな2.食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるた

四、食鳥検査等

1 食鳥処理業者は、食鳥の生体の状況、食鳥と体(とれる鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者であって、その内臓を強鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者であって、その作成した確認規程について、都道府県知事等の認定を受けなければならないものとすること。事等の認定を受けたもの)は、その認定に係る内臓理場における食鳥処理業者(食鳥の生体の状況又は食鳥中抜と体理場における食鳥処理業者(食鳥の生体の状況、食鳥と体(とれる鳥処理業者は、食鳥の生体の状況、食鳥と体(といものとすること。

のとすること。
準に適合するか否かの確認をさせなければならないも体の状況その他の状況について、厚生省令で定める基体の状況その他の状況について、厚生省令で定める基認定小規模食鳥処理業者は、その食鳥処理場におけ

食鳥と体、食鳥中抜と体または食鳥肉等を食鳥処理場める基準に適合する旨の確認がされた後でなければ、3(何人も、食鳥検査に合格した後または厚生省令で定

の外に持ち出してはならないものとすること。

- とすること。
 て販売の用に供する目的で譲り受けてはならないもの鳥と体、食鳥中抜と体若しくは食鳥肉等を、食品とし4 何人も、食鳥処理場以外の場所で食鳥処理をした食
- なければならないものとすること。を食用に供することができないようにする措置を講じ5(食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥等

五、指定検査機関

こと。

査の全部または一部を行わせることができるものとする

都道府県知事等は、厚生大臣の指定する者に、食鳥検

六、施行期日等

- 四月一日から施行するものとすること。すること。ただし、食鳥検査に関する規定は平成四年1.この法律は、平成三年四月一日から施行するものと
- の添付を義務づけるものとすること。の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等2.食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国

委員長報告

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。鳥検査に関する法律案につきまして、社会労働委員会におんだいま議題となりました食鳥処理の事業の規制及び食

ります。 衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするものであ 、の等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆 、肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆 本法律案は、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥 を

とするとともに、食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入するとするとともに、食鳥処理第を行わなければならないものとすること。第三に、食鳥処理等を行わなければならないものとすること。第三に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査を受けなければならないものとすること。第三に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査を受けなければならないものとすること。第三に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査は厚生大臣の指定するることを確認させること等により食鳥検査を要しないものとすることを確認させること等により食鳥検査を要しないものとすることを確認させること等により食鳥検査を要しないものとすることを確認させること等により食鳥検査を要しないものとすること等であります。

明書等の添付を義務づけることとしております。際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証

願います。 質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知者に対する配慮、輸入食品の安全対策等の諸問題について委員会におきましては、検査体制のあり方、中小処理業

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付さて原案どおり可決すべきものと決しました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。れております。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

要旨

- び向精神薬取締法」に改めること。を行うことを加えるとともに、法律の題名を「麻薬及1.法律の目的に、向精神薬について必要な取り締まり
- けること。
 葉について、輸出入ごとの許可または届出の制度を設するとともに、濫用による危害の大きい特定の向精神の、免許業者等に製造、輸出入等に関する記録を義務づ
- 正を行うこと。4 向精神薬の一般向け広告の禁止、罰則の整備等の改
- 等の改正を行うこと。 覚せい剤及び大麻の一般向け広告の禁止、罰則の整備二、覚せい剤取締法及び大麻取締法の改正

囲内において政令で定める日から施行すること。この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範

三、施行期日

委員長報告

一一〇ページ参照

律案(閣法第五六号)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法

要旨

本法律案は、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずるものである。のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、定年制度等の状況に関する事業主の報告義務等について所要の修正がなされている。本法律案の主な内容は次のとおりである。一、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標や事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めること。一、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一た雇用の機会が得られない場合等を除き、その者が六十五歳に達するまでの高年齢者等職業安定対策基本方針を策定と、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一た雇用の機会が得られない場合等を除き、その者が六十五歳に達するとを希望するときは、当該事業主は、諸条件の整備を行ってもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合等を除き、その者が六十五歳に達するまでの間、雇用するように努めなければなの非常でするともに、定年到達者の安定した雇用の確保

らないものとすること。

るものとすること。件の整備等の実施に関して必要な勧告をすることができ保を図るため必要と認めるときは、事業主に対し、諸条三、公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確

況を労働大臣に報告しなければならないものとすること定年に関する制度の状況その他高年齢者雇用に関する状四、事業主は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、

(衆議院修正による追加)。

ること(衆議院修正による追加)。加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすい要があると認めるときは、同法の規定について検討を必要があると認めるときは、同法の規定について検討を、、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合におい

六、この法律は、平成二年十月一日から施行すること。

委員長報告

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会

まず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を

げます。

あります。 達者の再雇用に関する事業主の努力義務を定めること等で安定対策基本方針を策定するものとするとともに、定年到改正する法律案の主な内容は、労働大臣は高年齢者等職業

御承知願います。いて質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって達者の再雇用努力義務、高年齢者雇用率制度の検討等につ委員会におきましては、六十歳定年の完全定着、定年到

されております。なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付もって、原案どおり可決すべきものと決しました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致を

老人ホームに対する規制等の措置を行うものであります。をれております。。

五年間延長するものであります。調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県

り可決すべきものと決しました。採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どお

以上御報告申し上げます。なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

老人福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

は次のとおりである。一元的に実施する体制づくりを進めるもので、その主な内容、一位に実施する体制がくりを進めるもので、その主な内容、一位でで、と施設における福祉施策とを地域の実情に応じて一を図るため、これらの者の居宅における生活を支援する福を図るため、これらの者の居宅における生活を支援する福本法律案は、高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進

への入所決定等の事務を都道府県から町村に移譲する1 特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設の入所決定等の事務の町村への移譲等、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設へ

عے

- 3 1に伴い、都道府県及び市町村の事務並びに福祉事の総合的な実施に努めることとすること。 状況、環境等に応じて最も適切な処遇が受けられるよ2 市町村は、要介護老人及び身体障害者がその心身の
- こと。
 所の市町村に対する技術的支援、調整機能を強化する
 所の市町村に対する技術的支援、調整機能を強化する
 務所の事務を再編するとともに、身体障害者更生相談
 コーに伴い、都道府県及び市町村の事務並びに福祉事
- 二、居宅における介護等の措置

老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、

すること。に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるものと及び身体障害者に対するこれらの措置その他地域の実情する規定を整備すること。また、市町村は、要介護老人児童福祉法等において、居宅における介護等の措置に関

三、老人保健福祉計画の策定

を策定するものとすること。必要な体制の確保及び老人保健施設の整備に関する計画の実施に関する計画を、都道府県においてはその実施にく機能訓練、訪問指導等について、市町村においてはそそ人福祉法に基づく福祉の措置及び老人保健法に基づ

四、社会福祉事業の追加等

営する事業等を社会福祉事業とすること。

4、精神薄弱者通勤寮、視聴覚障害者情報提供施設を経祉事業に追加するとともに、新たに精神薄弱者福祉ホー事業、デイサービス事業または短期入所事業等を社会福事業、デイサービス事業または短期入所事業等を社会福業人権を持ている。

五、共同募金及び社会福祉協議会

に、共同募金会連合会が寄附金募集をするときは、都金の過半数配分を行わなくてもよいこととするととも1 災害復旧のため重点的に配分する場合等は、共同募

のとすること。 道府県の共同募金会の意見を聴かなければならないも

るよう努めなければならないものとすること。議会は、社会福祉を目的とする事業を企画し、実施す2 市町村協議会及び指定都市の区を単位とする地区協

六、その他の事項

- 基金を設置すること。2 在宅福祉等の充実のため、社会福祉・医療事業団に著す等を重発等とすること。
- 出に改める等の改正を行うこと。3 有料老人ホームについて、設置の事後届出を事前届

七、施行期日等

- び六の1については平成五年四月一日から施行するこび六の3については平成三年四月一日から、一、三及を超えない範囲内において政令で定める日から、五及ただし、六の2については公布の日から起算して三月1.この法律は、平成三年一月一日から施行すること。
- 介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の2.政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における

ること。
い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすい、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の費用負担の方式については、平成五年度以降において、

委員長報告

一一七ページ参照

優生保護法の一部を改正する法律案(衆第一六号)

要旨

七年七月三十一日まで延長するものである。大臣の指定するものを販売することができる期間を、平成地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実

委員長報告

一一七ページ参照